

### 法定耐用年数の大幅見直し

減価償却制度は、平成19年度税制改正において、残存価額や償却可能限度額が廃止され、残存価額 1円までの償却ができる等の抜本的な見直しが行われました。さらに、新技術や新製品が多数誕生したこと、耐用年数が長すぎることで、国際競争力・成長性に阻害を来している等により、平成20年度の税制改正では、機械及び装置を中心に、法定耐用年数が見直されました。見直しにより、機械装置の法定耐用年数区分が390区分から 55区分になりました。**この改正は、既存の減価償却を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用されます。**

### 源泉所得税 (納期特例)

納付期限：7月10日(木)

給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、一定の申請書を提出している場合、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。これを納期特例といいます。**その年の1月～6月までに給与や退職金から源泉徴収した所得税と、税理士報酬などから源泉徴収した所得税を7月10日までに納めます。**全てのお客様が対象とはなりません、納付期限をお忘れなきようお願い致します。

### 将軍の日

毎月、1回対象となる社長様に來社していただき、利益計画を作成して頂いています。対象となる決算法人様を設定しておりますが、早めの計画を立てたい場合でも連絡を頂けたらと思います。先月6月19日に行われました将軍の日のご感想を掲載させていただきます。

外部(コンサル会社)の指導のもと計画を立てた事がありますが、今回は 三宅事務所の担当者の方と計画を立てました。日頃より帳面を見て下さっているので会社の事情を知っているので助かります。出来れば上半

#### ご感想

今まで資金繰りについては全く考えておりませんでした。売上の内容も、費用の内容も全く考えることなく経営しておりました。もう一度、一つ一

### \*知っとく情報\*

七夕とは、七月七日の夜、天の川に隔たれた彦星と織姫が、年に一度だけ会うという伝説にちなむ年中行事で五節句のひとつです。七夕に降る雨を「洒涙雨(さいるいう)」といい、織姫と彦星が流す涙だと伝えられています。今年の七夕の天気はどうなるでしょうか？

### 7月予定表

|  |   |   |
|--|---|---|
| 10   | 木 | 算定基礎届け提出期限(社会保険)<br>6月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付期限<br>源泉所得税の納期の特例選択事業者は<br>1～6月の源泉所得税の納付期限<br><b>将軍の日:元氣玉利益計画書作成セミナー</b> |
| 15   | 火 | 所得税の予定納税額の減額申請  |
| 31   | 木 | 5月決算法人の確定申告・納付期限<br>11月決算法人の中間申告・納付期限   |
| 夏季賞与を支給した場合、社会保険に加入の場合は、5日以内に「被保険者賞与支払届」を所轄の社会保険事務所へ提出 |   |   |

7/11全員参加による研修受講の為、午後より事務所をお休みさせていただきます。(詳細は後日FAX等でお知らせ致します)

最近お客様から、収入印紙(印紙税)についてのご質問が多く寄せられていますので、簡単ではありますが、ご説明させていただきます。

### 収入印紙(印紙)とは?

収入印紙(印紙)とは、印紙税という税金です。印紙税が課税されるのは、印紙税法で定められた課税文書と呼ばれるものです。印紙税は、課税文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書に貼り付け、これに消印をして納付します。課税文書に該当するかどうかは、文書の名称や言葉等形式的のものではなく、その文書に記載されている言葉、符号等の実質的な意味により判断します。例えば、文書に金額の記載がなくても、文書に記載されている内容により取引金額などが計算できる場合は、それを記載金額として取り扱います。

下表は、最もよく使われる「領収書」などに貼るべき収入印紙の税額表です。(平成20年4月現在)

| 文書の種類   | 印紙税額(1通又は1冊につき) |      |
|---|-----------------|------|
| 1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書<br>(注) 1. 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価を言い、手付を含みます。<br>2. 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。<br>(例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など | 記載された受け取り金額が    |      |
|   | 100万円以下         | 200円 |
|   | 100万円超 200万円以下  | 400円 |
|   | 200万円超 300万円以下  | 600円 |
|   | 300万円超 500万円以下  | 1千円  |
|   | 500万円超 1千万円以下   | 2千円  |
|   | 1千万円超 2千万円以下    | 4千円  |
|   | 2千万円超 3千万円以下    | 6千円  |
|   | 3千万円超 5千万円以下    | 1万円  |
|   | 5千万円超 1億円以下     | 2万円  |
| 1億円超 2億円以下  | 4万円             |      |
| 2億円超 3億円以下  | 6万円             |      |
| 3億円超 5億円以下  | 10万円            |      |
| 5億円超 10億円以下   | 15万円            |      |
| 10億円超   | 20万円            |      |
| 受取金額の記載のないもの  |                 | 200円 |
| 2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受領書<br>(例) 借入金の受領書、保険金の受領書、損害賠償金の受領書、保証金の受領書、返還金の受領書など  | 一通につき           | 200円 |
|   | 受取金額の記載のないもの    | 200円 |
| 主な非課税文書   |                 |      |
| 1. 記載された受取金額が3万円未満のもの ⇨ 印紙代の節約をご覧ください   |                 |      |
| 2. 営業に関しないもの  |                 |      |
| 3. 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書  |                 |      |

### 印紙代の節約

領収証に、「消費税等を含む」という記載ではなく、具体的に金額を明記すると印紙代の節約になります。つまり記載方法一つで印紙代が変わってきます。

- ◆ 次の例は3万円未満となり**非課税**
- ・領収金額 30,450円、うち消費税額 1,450円と記載。
- ・領収金額 30,450円、税抜価格 29,000円と記載。
- ・商品代金 29,000、消費税額 1,450円、合計 30,450円と記載。

- ◆ 次の例は3万円以上となり**印紙税は200円**
- ・領収金額 30,450円とだけ記載され、消費税に関して一切触れられていない。
- ・領収金額 30,450円、消費税額等5%を含む、とだけ書いてある。

|       |          |
|-------|----------|
| 領収証   | ¥30,450- |
| 【内訳】  |          |
| 税抜金額  | 29,000   |
| 消費税額等 | 1,450    |

### セミナーのご案内

平成20年7月24日(木)

18:45~20:15

講師：三宅孝治

～決算の見方・考え方・活用法～

開催場所は、倉敷商工会議所です。参加費は無料となっておりますので、参加ご希望の方は、当事務所または倉敷商工会議所 中小企業相談所までお問い合わせ下さい。(内容は平成19年11月14日、12月5日に開催したセミナーと同様です)